

議第148号

京都市長寿すこやかセンター条例の一部を改正する条例の制定について

京都市長寿すこやかセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年 9月24日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市長寿すこやかセンター条例の一部を改正する条例

京都市長寿すこやかセンター条例の一部を次のように改正する。

第8条第3項を同条第4項とし、同条第2項本文中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、京都府道路交通規則第6条の5第1項第11号に規定する標章の交付を受けている者又は同号アからオまでに掲げる者が現に使用中の自動車を駐車させるものについては、駐車場の使用料を徴収しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

使用料の取扱いの明確化を図る必要があるので提案する。